

## 1 事業名 S A N B E 親子合宿 ~生命の絆~

### 2 必要性

平成 22 年 7 月に策定された、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者ビジョン」では、「非行や犯罪に陥った子ども・若者については、その抱える困難に配慮し、社会の一員として立ち直ることができるよう支援する。子ども・若者本人だけでなく、家族に対する支援も行う。」ことが提言されている。併せて、保護観察中の少年が、社会参加活動をすることや、関係機関による家族関係の調整の必要性も提言されている。青少年の健全育成を目的に掲げる国立青少年教育施設は、広く関係機関と連携し、この問題に先進的に取り組む必要がある。

### 3 趣 旨

家庭裁判所で試験観察中の少年とその家族に、親子合宿形式での自然体験活動の機会を提供することにより、親子関係の修復を図り、本人と家族の双方の立ち直りを支援する。

### 4 補導委託者

松江家庭裁判所

※少年法 25 条第 1 項および同条第 2 項第 3 号により、松江家庭裁判所が特定の状況にある少年の補導を、国立三瓶青少年交流の家(以下、「当施設」とする)に委託して実施した事業である。

### 5 期 日

平成 24 年 10 月 3 日 (水) ~10 月 4 日 (木)

### 6 参加者

- (1) 募集対象・人数 特定の状況にある少年とその家族・4 名程度
- (2) 参加人数 2 名
- (3) 参加者分析 少年 1 名、保護者 1 名 (父親 1 名)  
(よりきめ細かな活動の支援がしやすい人数であった。)
- (4) 参加者地域 島根県 2 名

### 7 参加経費 3, 010 円

### 8 事業の内容

#### (1) 事業の特色

本事業は家庭裁判所からの委託を受け、試験観察中の少年とその家族を対象として行う事業で、平成 24 年度で 7 回目の実施となる。当事者にとって家庭裁判所の審判を前にした重要な時期に実施する本事業は、少年が家族や自分を見つめ直す大きな契機になると思われる。家庭裁判所との連携としては、当施設を補導委託先に登録し、家庭裁判所調査官(以下、「調

査官」とする)と共に実施に当たっての諸問題を検討のうえ、企画し実施するものである。少年の非行問題に当事者の家族が真剣に向き合う機会となるよう、実施形態は少年を含めた親子合宿とする。自然体験を主体とした活動プログラムを通して、今一度親子の絆を深め、立ち直りを支援する周囲の温かい目に気付く機会を提供する。

## (2) プログラムデザインと企画のポイント

### ○プライバシーの保護

審判を前にした試験観察中の少年とその保護者を対象とした事業であるために、参加者のプライバシーを保護することが最も重要である。そのため、参加者は期間中ニックネームのみで呼び合うこととし、少年たちのプライバシーについても直接少年に関わるスタッフのみで共有し、情報が関係者以外に漏れることがないように細心の注意を払う。また、開催時期についても他団体との関わりについて配慮が必要な状況が予想されるため利用者の少ない時期で、かつ調査官などの参加が可能な平日開催とする。

### ○会話を促進させるプログラム設定

プログラム立案については、ねらいが親子関係を修復し絆を深めることのため、会話が自然とはむずかしい楽しいアクティビティを設定する。雨天時を想定したプログラムも準備し、晴雨どちらでもねらいがぶれることなく、親子で相談しながら進めていくようなプログラムを設定する。また、少年のみ、保護者のみのプログラムも計画し、自己のふりかえりや、保護者同士の情報交換の時間を設定する。

## (3) 広報のポイント

家庭裁判所の委託事業であるため、裁判所が参加者を決定する。

## (4) 日程表

		10:00 10:30 11:00		12:00 13:00		15:30		19:00 20:00 21:00		22:00	
10/3 (水)	受付 説明等	日程	スナッグゴルフ(北の原) 【会話の促進や親子の協力】 北の原へ移動 昼食(弁当)		野外炊飯 【会話の促進や親子の協力】 (複数のメニューを作りバイキング形式で食べる)		入浴	フリー タイム	(少年) 1日のふりかえり (保護者) ミーティ ング	就寝	
		雨天時 カプラ	弁 当	雨天時 カローリング							

		7:00 9:00		12:00 13:00		14:00	
10/4 (木)	起床 清掃	朝食	バウムクーヘン 【親子のふれあいと 親子の協力】 (野外炊飯棟)	昼食	ふりかえり	解散	

## (5) 運営のポイント

### ①打合せによる事業内容の相互理解

家庭裁判所との連携を密にして（当日も含め打合せを4回行った）、ねらいの確認、プログラムの進め方、関わり方等を共有した。特にプログラムを検討する段階では、当施設の提供できるプログラムのねらいが、家庭裁判所のねらいと合致したものかどうか、また、どのプログラムにより力を入れると有効であるのかを、雨天時のプログラムを含め綿密に打ち合わせを行った。

### ②柔軟性のあるプログラム

事業実施中は、天候や参加者の体調等を考慮して、プログラムの時間配分に幅をもたせ、参加者の状況に合わせた活動を実施した。

### ③役割分担を明確にしてのプログラム実施

プログラムの進行は当施設の職員が、オープニングやふりかえりは家庭裁判所調査官が担当するように分担し、事業実施中はお互いに日程の進め方を相談しながら実施した。

### ④プライバシーの保護

宿泊は、セミナーハウス（別棟1団体で使用）とし、他団体との接触ができるだけ避けるようにした。

### ⑤配慮事項の徹底

当施設職員に、事業の趣旨や参加者への配慮事項等について伝え共通理解を図った。

## (6) 安全管理のポイント

① 活動プログラムのほとんどを野外での活動としたため、事前に松江家庭裁判所調査官と共に、活動場所の確認や踏査を行った。

② 少年たちと行動を共にしたり意識的に声をかけたりすることによって、信頼関係を築くとともに健康状態や心理状態の把握に努めた。

## 9 アンケートの満足度・主な記述

（親子）事業全体の満足度 100%

- ・ すごく楽しかった。またいつか来たい。
- ・ 素晴らしい職員さんと出会えて感謝しています。
- ・ この教育事業は大変素晴らしい、思い出に残る事業だと思います。いろんな方々にたくさん参加していただきたい事業だと思いました。

（友の会・調査官）事業全体の満足度 100%

- ・ 大変楽しく、また実りあるものでした。
- ・ ゆとりがあり、折々に声がけや思いを伝えあうことができました。それが次の活動による影響が出てきたと思います。
- ・ 少年一人ということでしたが、人数に関わらず今後も続けていただきたいと今回強く思いました。
- ・ 協力し合うことを目的としていてよかったです。

## 10 成果と今後の課題

<成果>

### ○プログラムデザインの実証

活動プログラムの多くを親子で相談したり、協力したりしながら進めていくものにすることにより、必然的に親子で話し合ったり協力したりしなければならない状況を作り出すことができた。また、フリータイムを設定することで、必然的にその時間の過ごし方を親子で相談し、決めることとなった。そのことにより、自然と親子の会話がはずむきっかけとなり、相互理解を深められたと考える。1泊2日という短期間ではあるが、親子関係の修復に有効なプログラムを提供でき、時間の経過とともに親子の絆や関係が深まっていく様子を間近で見ることができた。

### ○隙間時間の重要性

プログラムにゆとりをもたせていたため、時間的な余裕ができ、隙間の時間には、普段できない親子の会話や、親と調査官との会話が促進された。参加者の状況にもよるが、こうした隙間の時間は大切であり必要であると思われるため、今後も意図的に日程の中に入れてもよい。

### ○相互理解の深まり

参加者の感想に、「普段見ない父さん、母さんの姿を見て、こんな一面もあったんだなと思いました。」「テレビも電話もない生活の中で、会話や体を動かすしかない生活というのはすごくフレッシュで、親子ともども心が落ち着かされる場となりました。」とあるように、この親子合宿で親子が日頃交わさない会話を交わし、お互いの存在を改めて意識できたことは、大変意義深いことである。

### ○事前打合せの重要性

直前の打合せで、親子合宿に関わるスタッフが顔合わせをし、情報を共有し共通理解を図って本事業を運営できた。こうした綿密な事前の準備をすることが親子で安心して活動に取り組める要因となった。

<課題>

### ○経年変化の確認

本事業に参加した親子に、本事業参加後どのような影響・変化があったのか検証できていない。本事業の有効性の実証、又はプログラム改善、普及のためにも裁判所と連携をして検証していく必要がある。

## 11 普及計画・普及実績

- ・家庭裁判所と宿泊研修施設が連携して、試験観察中の少年とその家族を対象に自然体験活動を取り入れた事業「SANBE 親子合宿」を、関係機関に働きかけて他の家庭裁判所に普及できる方法を模索する。

(担当 小西 勝典)